霧島市条例第13号

令和４年３月31日

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長　中重真一

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第２条第６項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条　令和４年６月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の霧島市長等の給与等に関する条例第２条第６項及び第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当額から、令和３年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。